

11月9～15日 秋の全国火災予防運動

火災が発生しやすい時季です。火災の発生を防止して命や財産を守りましょう。

おうち時間
家族で点検
火の始末



- 4つの習慣
- ①寝たばこは絶対にしない、させない
 - ②ストーブの周りに燃えやすい物を置かない
 - ③こんろを使うときは火のそばを離れない
 - ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

重点取り組み
住宅用火災警報器の設置・維持管理の促進
全ての住宅に設置が義務付けられています。自身や家族の命を守るため必ず設置し、定期的に作動確認をしましょう。

- 住宅防火 いのちを守る 10のポイント
- 6つの対策
- ①火災発生を防ぐため、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使う
 - ②早期発見のため、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
 - ③拡大を防ぐため、部屋を整理整頓し、寝具や衣類、カーテンは防災品を使う
 - ④火災を小さいうちに消すため、消火器などを設置し、使い方を確認しておく
 - ⑤お年寄りや体の不自由な人は、避難経路・方法を常に確保し、備える
 - ⑥防火防災訓練への参加や戸別訪問など、地域ぐるみの防火対策を行う

消防本部予防課 ☎0276-33-0202

11月9日は119番の日

いざというときに備えて、正しい通報の方法やポイントを確認しましょう。

火災 まずは身の安全を確保

消防職員が次のことを伺います。

- 燃えている物
- 消防車が向かう住所や近くの目標物
- 逃げ遅れやけが人がいるか
- 通報者の氏名 など



救急 本当に必要な場合は迷わず通報

消防職員が次のことを伺います。

- 病气かけが
- 救急車が向かう住所や近くの目標物
- 傷病者の年齢・性別・状態
- 通報者の氏名 など



適切な医療機関へ搬送するため、傷病者の持病、かかりつけの病院などを尋ねる場合があります。また消防職員が電話を通じて傷病者への応急処置(胸骨圧迫やAED使用など)をお願いすることもあるので、協力ください。
※119番映像通報システムでの映像送信をお願いすることがあります。

問い合わせ
火災の状況など
災害案内テレホンサービス ☎0180-992-666
受診可能な病院
病院案内テレホンサービス ☎0276-45-7799

消防本部通信指令課 ☎0276-33-0119

無料 女性起業家トークイベント

日時 11月23日(火)祝、午後1時30分～3時
会場 産業支援センター ミライス
内容 女性起業家が起業背景やライフスタイルを語る
登壇者 正田智子さん(あすかセレモ㈱代表取締役)
角田真住さん((一社)ジョブラボぐんま理事)
対象 市内在住・在勤
定員 10人(超えたら抽選)



詳しくはこちら▲



申し込みはこちら▲



正田智子さん



角田真住さん

産業政策課 ☎0276-47-1834



11月は 児童虐待防止推進月間
オレンジリボン運動啓発強化月間

昨年度の市内の虐待相談件数は464件に上がっています。児童虐待は児童の人権を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に重大な影響を与え、将来の世代の育成に懸念を及ぼします。児童虐待についてもう一度考えてみましょう。

どんな行為が虐待になるの？

- 身体的虐待=たたく、殴る、蹴る、投げる、乳幼児を激しく揺さぶる、たばこなどの火を押し付ける、戸外へ閉め出す
- ネグレクト(養育放棄)=適切な食事を与えない、入浴させない、室内や屋外に放置する、学校や病院に行かせない
- 心理的虐待=大声で怒鳴る、暴言を繰り返す、無視する、きょうだい間の差別的取り扱い、存在否定や自尊心を傷つける言動
- 性的虐待=わいせつな行為をする・させる

虐待はなぜ起こるの？

- 「こうしなければ」「こうでなければ」というプレッシャーに母親が追い詰められる
- 夫の育児協力が得られない
- 育児相談ができる人がいない
- 産後うつ、アルコール依存症など

虐待になる前に相談を

相談は支援の入り口です。悩みが深刻になる前にぜひ相談してください。

家庭児童相談室(子育てそうだん課内) ☎0276-47-1911
相談先 東部児童相談所 ☎0276-57-6111
こども家庭相談室(東光虹の家の内) ☎0276-22-4754

子育てそうだん課 ☎0276-47-1911



シリーズ 85 私のまちの 1%まちづくり事業

荒廃桑畑の有効活用事業

藪塚湯之入里山の環境保全のため、除草や剪定、シノダケなどの再生防止作業を行いました。景観維持と保育園児によるミカン狩りなど安全な交流の場所づくりのため、継続していきます。



地域総務課 ☎0276-47-1923

